

鳥取県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社 笑和	米子市富益町 4413-15	デイサービス笑 和	米子市富益町 1621	通所介護	平成20年5月12日
社会福祉 法人境港 福祉会	境港市夕日ヶ 丘二丁目100	グループホーム 夕日ヶ丘二番館	境港市夕日ヶ 丘二丁目92	認知症対応型共同生活 介護	平成20年6月1日
〃	〃	デイサービスセ ンター夕日ヶ丘	〃	認知症対応型通所介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社 笑和	米子市富益町 4413-15	デイサービス笑 和	米子市富益町 1621	介護予防通所介護	平成20年5月12日
社会福祉 法人境港 福祉会	境港市夕日ヶ 丘二丁目100	グループホーム 夕日ヶ丘二番館	境港市夕日ヶ 丘二丁目92	介護予防認知症対応型 共同生活介護	平成20年6月1日
〃	〃	デイサービスセ ンター夕日ヶ丘	〃	介護予防認知症対応型 通所介護	〃